

大分市上下水道局公式 Facebook ページ運営ポリシー

平成 25 年 11 月 12 日

大分市上下水道局上下水道部経営企画課

(運営主体)

- ・大分市上下水道局の公式Facebookページとして、上下水道部経営企画課が大分市上下水道局公式Facebookページ（以下「当ページ」という。）を運営する。

(投稿内容)

- ・大分市上下水道局職員が事故、災害発生時における断水等の情報や、大分市上下水道局が主催、または共催しているイベント情報、報道発表に関する情報などを投稿する。

(「いいね！」への対応)

- ・当ページの「いいね！」については、原則、拒否（ブロック）しないものとする。
- ・大分市上下水道局からは原則、他の利用者に対し「いいね！」機能を使用しないものとする。ただし国（省・庁）または地方自治体（地方公営企業）の運営するFacebookページに限って「いいね！」機能を使用することができる。

(コメントへの対応)

- ・コメントに対しては、回答しない。
- ・回答しない旨については、大分市上下水道局ホームページおよび当ページに明記する。

(禁止事項)

- ・下記の内容を含んだ投稿（コメントやリンクを含む）は、すべて禁止する。Facebookユーザーが下記の内容を含んだ投稿をした場合、管理者がその投稿の削除、アカウントのブロックや削除を行う。
 1. 特定の個人、団体等を誹謗中傷する内容
 2. 他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
 3. 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
 4. 政治、選挙、宗教活動を目的とした内容
 5. 著作権、商標権、肖像権などの大分市上下水道局または第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容。
 6. 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
 7. 公の秩序または善良の風俗に反する内容
 8. 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーを害する内容
 9. 有害なプログラム
 10. わいせつな表現などを含む不適切な内容
 11. Facebook利用規約に反する内容

12. その他、当ページの運営上、他人に不利益を与えるなど、管理者が不適切と判断した内容

(知的財産権)

- ・当ページに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等全ての権利）は、大分市上下水道局あるいは大分市上下水道局以外の原著作者等に帰属する。ただし、ユーザーによる「シェア」の機能を使用した当ページの掲載を除く。
- ・当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

(免責事項)

- ・当ページのユーザーからのコメントについて、正確性、完全性、正当性等を認めるものではない。
- ・ユーザーが当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- ・ユーザー間もしくはユーザーと第三者間のトラブルにより、ユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- ・上記の他、当ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- ・システム障害、保守などにより事前に通知することなく、当ページの運営を停止する場合がある。
- ・当ページの運営ポリシーは、予告なく変更することがある。

(個人情報)

- ・当ページでの個人情報の収集・利用・提供・管理は大分市ホームページ「個人情報の取り扱い」のとおり適切に取り扱う。
- ・当ページとつながりを持つユーザーのプライバシーを守るため「いいね！」リスト（常に当ページを閲覧しているユーザーリスト）を非公開にする。また、個人アカウントへの「友達招待」などの機能を使用しない。
- ・その他のプライバシーなどについては、Facebook利用規約に従う。

(その他)

- ・投稿は、Facebook利用規約やFacebookページ利用規約（※）に従う。

(※)

- ・ Facebook利用規約 (<https://www.facebook.com/legal/terms>)
- ・ Facebookページ利用規約 (http://www.facebook.com/page_guidelines.php)

(大分市上下水道局公式Facebookページ)

- ・ 大分市上下水道局公式 Facebook ページ (<http://www.facebook.com/OitaSuidou>)

附 則

このガイドラインは平成 25 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

このガイドラインは平成 30 年 4 月 1 日から施行する。